射水市防犯灯ＬＥＤ化推進事業

仕 様 書

令和５年７月

射水市　都市整備部　用地課

射水市防犯灯ＬＥＤ化推進事業仕様書

１　事業名称

射水市防犯灯ＬＥＤ化推進事業

２　事業目的

現在、市が管理する防犯灯700基について、灯具のＬＥＤ化を民間企業のノウハウ、　技術力を活用したリース方式により実施し、工事、維持管理等を効果的に行うことを　　目的とする。また、より長寿命で省エネルギー効果の高いＬＥＤ灯に交換することで、　地球温暖化に係る温室効果ガス排出量を抑える脱炭素社会の実現と、消費電力の低減による行政コストの削減を目指す。

３　事業概要

1. 契約方式

リース方式

1. 業務期間
	1. 防犯灯のＬＥＤ照明への改修等

契約の日から令和５年12月31日

* 1. ＬＥＤ防犯灯リース

令和６年１月１日から令和15年12月31日

1. 対象物件

防犯灯ＬＥＤ照明灯具・配線・取付け金具等関連機器

1. 事業場所

本市内全域（別紙「対象一覧」及び「街灯台帳」のとおり）

1. 実施数量　700基

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 光源種別 | 柱種別 | 数量（基） | 備考 |
| 蛍光灯 | 軒先 | 37 |  |
| 電柱等 | 24 | うち引込柱11 |
| 水銀灯 | 軒先 | 10 |  |
| 電柱等 | 224 | うち引込柱28 |
| 自立ポール | 2 |  |
| ナトリウム灯 | 軒先 | 3 |  |
| 電柱等 | 343 | うち引込柱61 |
| ＬＥＤ灯 | 電柱等 | 57 | うち引込柱1設置後13年以上経過のもの |
| 計 | 700 |  |

４　事業内容

事業者は、防犯灯の設置状況を踏まえ、自ら行った提案を基に、リース方式によるＬＥＤ化設置工事及び維持管理等について、本市と合意した内容で契約を締結し、本事業によりＬＥＤ化する防犯灯設備（以下「本設備」という。）を善良なる管理者の注意義務をもって自らの費用負担により、以下の業務を行うものとする。

1. 電力契約の照合・申請
2. 電力契約と既設防犯灯との数量を把握し、相違を整合する。（防犯灯設備があって電力契約のないもの等を選別し、それらについて電力会社等及び本市と緊密な協議を行い両者の整合を図り、適宜電力会社等へ必要な申請等を行う。）
3. ＬＥＤ化に伴う契約変更の申込みを実施する。
4. 電力会社等の手続きは全て事業者において代行し、速やかに電力会社に申請を行い、最新の契約状況について本市に報告する。
5. 本設備の設置計画・施工・施工管理
6. 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、ＬＥＤ化のメリットを最大限に享受できる計画の策定及び施工・施工管理を実施する。
7. 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、近隣住民や交通に配慮した計画の策定及び施工・施工管理を実施する。
8. 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、作業者の安全に十分配慮した施工・施工管理を実施する。
9. ＬＥＤ灯具への交換業務は、施工計画、施工管理、物品調達等適切な対応ができる事業者を配置し、本事業における地域経済への波及効果を図ること。
10. 現地及び電力契約の照合の結果に基づき、交換するＬＥＤ照明の導入計画を作成し本市の確認を得ることとする。確認後は工事計画書を速やかに作成し、本市と詳細調整を図り施工すること。
11. 既設灯具を取り外し、ＬＥＤ機器等を設置すること。機器の設置工事時間、交通規制等の安全対策については、関係機関との協議により実施すること。
12. 機器の取り付けが困難であるもの、あるいは疑義が生じるものについての確認を工事前に行い、本市に報告するとともに、対応について協議すること。
13. 事業者は、機器の設置が全て完了したときは、遅滞なく機器等の情報及び本業務で得た現地の情報、工事施工後の現況写真、その他履行の完了を証明する電子データ等を本市に提出すること。
14. 既設防犯灯設備の撤去・リサイクル・廃棄処分
15. 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、撤去工事の施工・施工管理を実施する。
16. 撤去した設備等については、環境保護の観点から可能な限り資源物として再利用すること。
17. 本設備の維持管理・機器保証（無償修繕含む）
18. 事業者は、本設備に係る修繕・補修等を行う。
19. 事業者は、電柱の建替え等に伴う本市及び電力会社からの防犯灯移動依頼（撤去・移設）を受け付け、事業者の費用で実施する。
20. 事業者は、天災により業務の安全が確保できない場合を除き、本市の修繕・補修等の依頼を受けた日から起算して48時間（土日祝日を除く）以内の現場確認と必要な処置について本市に報告し、５日以内に対応を実施するものとする。

ただし、緊急的な初期応動が必要な場合は、速やかに対応作業を実施するものとする。その際に生じる費用負担は次のとおりとする。

ア　事業者が負担する場合

　　・本設備の製品としての不具合による故障。

　　・火災、落雷、破損、盗難、雪害・風害、いたずら・破壊行為、台風等による洪水・高潮・土砂崩れ等の水災、車両の接触・衝突など、偶然、外来、かつ急激な事故によって生じた故障。

イ　本市が負担する場合

　　・清掃・近隣樹木の伐採・除雪など、本市の依頼による作業者の責による故障。

　　・地震・噴火及びこれらに起因する自然災害による故障。

　　・戦争・暴動・変乱による故障。

　　・その他、上記「ア」以外で、事業者の責によらない故障。

　　　なお、事業者は本設備の修繕の実績結果及び本設備の維持管理状況を定期的に本市に報告する。本市は維持管理が計画通りでなく、若しくは不十分であると認められるときは、事業者に対して必要な措置を命ずる場合がある。

ウ　上記「ア、イ」の場合であっても、原因者が本市及び事業以外であると特定できた場合については、都度協議して対処することができる。

1. 事業者は、本設備について、自己の負担で動産総合保険の加入又はこれに準ずる担保を確保することとする。また、その内容は本市と協議の上定めるものとする。
2. リース契約終了後の対応

リース物件は、リース契約期間終了後は原則本市へ無償譲渡とすること。

５　防犯灯の仕様について

1. 基本事項
2. 灯具は品質を保証するためISO9001とISO14001を取得している日本国内メーカーが製造した製品とすること。
3. 灯具は、日本国内に本社を有するメーカー製品とすること。
4. 灯具は、電気用品安全法に基づく基準に適合していること。
5. 灯具は、日本防犯設備協会が付与する「RBSS」（優良防犯機器認定制度）の認定を受けていること。
6. 灯具は、ＬＥＤモジュールを光源としたＬＥＤ防犯照明灯具を基本とする。
7. 灯具は、ＬＥＤ光源、電源が灯具内に収納されていること。
8. 灯具は、ＬＥＤ専用に設計されたＬＥＤモジュールを使用したもので、従来の蛍光灯等の灯具に管型ＬＥＤを取り付けたものは対象としない。
9. 灯具の保証期間は、10年以上とすること。
10. 製造メーカーは、照明器具の製造・販売実績が10年以上あるものとする。
11. 灯具構造

灯具の設計寿命は60,000時間以上あり、次の構造を有し、屋外環境での使用に耐える構造であること。

1. 灯具は雪害及び腐蝕に考慮し、また振動にも考慮した材質とする。
2. 灯具は、取付バンドを用いて電柱又は自立ポールに取付けができること。また、軒先へ設置するものは、取付金具を用いること。
3. 灯具は、防塵防水性能IP44以上を満たしていること。
4. 灯具性能
5. 消費電力は10W以下とすること。
6. 入力電圧は、AC100V±６％（60Hz）とする。
7. 入力容量は、8VAを基本とする。
8. 周囲温度は、-20～35℃で使用可能とする。
9. ＬＥＤ光源及び電源装置の耐用年数は、灯具周囲温度25℃の条件で60,000時間以上とする。この場合、光束維持率70％を下回る点灯時間を寿命とする。
10. 色温度は、3,000ケルビン～6,500ケルビンとする。ただし、電球色を基本とし、昼光色等その他のものがふさわしいと判断する場合は都度本市と協議するものとする。
11. 光学性能は、（公社）日本防犯設備協会が定める「照明灯の照度基準（SES　E1901-4）におけるクラスB＋の照度基準の設置間隔16ｍ以上（ランクSS）を確保すること。
12. 周辺住宅への不必要な漏れ光を避けるため、上方光束比５％以下であること。
13. 試験成績表の提出

本仕様書規定事項（構造、性能等）の確認は、計算書や試験成績書等の書類にて行えるようにすること。

６　その他の留意事項

1. 事業者は、本事業の履行にあたって知り得た個人情報や機器の設定情報など、本市の機密事項について守秘義務を負うこと。
2. 本市から提供した資料については、本事業の履行及び終了後においても、機密保持のために十分な体制・設備により厳重に管理し、紛失や盗難等による情報漏洩を確実に防止すること。
3. 第三者へ資料の提供を行う場合は、本市の承認を得ること。
4. 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、若しくは規定していない要件が発生した場合は、本市と協議の上、対応を決定することとする。
5. 本市と事業者との責任区分について

ア　提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、双方で別途協議を行うものとする。

イ　予想されるリスクと責任分担は、下表によることとし、事業者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

＜分担表＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | リスクの種類 | リスクの内容 | 負担者 |
| 本市 | 事業者 |
| 前段階及び契約時 | 実施要領の誤り | 実施要領の記載事項に重大な誤りのあるもの | 〇 |  |
| 提案の誤り | 事業の提案が達成できない場合 |  | 〇 |
| 制度の変更 | 法令・許認可・税制の変更 | 〇 | 〇 |
| 事業の中止・延期 | 本市の指示 | 〇 |  |
| 周辺住民の反対による事業の中止・延期 | 〇 | 〇 |
| 施設建設に必要な許可等の遅延によるもの | 〇 | 〇 |
| 事業者の事業放棄、破たんによるもの |  | 〇 |
| 本市の事業放棄によるもの | 〇 |  |
| 計画・設計段階 | 不可抗力 | 天災などによる設計変更・中止・延期（詳細は契約書による） | 〇 | 〇 |
| 物価 | 急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする） | 〇 | 〇 |
| 設計変更 | 本市の提示条件、指示の不備によるもの | 〇 |  |
| 事業者の指示、判断によるもの |  | 〇 |
| 資金調達 | 必要な資金の確保に関すること |  | 〇 |
| 工事段階 | 第三者賠償 | 工事における第三者への損害賠償義務 |  | 〇 |
| 不可抗力 | 天災などによる設計変更（詳細は契約書による） | 〇 | 〇 |
| 物価 | 急激なインフレ・デフレ | 〇 | 〇 |
| 用地の確保 | 資材置き場の確保 |  | 〇 |
| 設計変更 | 本市の提示条件、指示の不備によるもの | 〇 |  |
| 事業者の指示、判断によるもの |  | 〇 |
| 安全性の確保 | 工事・維持管理における安全性の確保 |  | 〇 |
| 環境の保全 | 工事における環境の保全 |  | 〇 |
| 工事段階 | 立ち入りの許可 | 必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の事業未遂行 | 〇 | 〇 |
| 工事遅延・未完工 | 本市の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延 | 〇 |  |
| 事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延 |  | 〇 |
| 工事費増大 | 本市の指示、承諾による工事費の増大 | 〇 |  |
| 事業者の指示、判断によるもの |  | 〇 |
| 性能 | 仕様不適合 |  | 〇 |
| 一般的改善 | 引き渡し前に工事目的物などに関して生じた損害 |  | 〇 |
| 引き渡し前に工事に起因して施設に生じた損害 |  | 〇 |
| 維持管理関連 | 計画変更 | 用途の変更等、本市の責による事業内容の変更 | 〇 |  |
| 事業者が必要と考える計画変更 |  | 〇 |
| 安全性の確保 | 維持管理における安全性の確保 |  | 〇 |
| 環境の保全 | 維持管理における環境の保全 |  | 〇 |
| 保険 | 維持管理期間のリスク保証をする保険 |  | 〇 |
| 立ち入りの許可 | 必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の事業未遂行 | 〇 | 〇 |
| 維持管理費の上昇 | 計画変更以外の要因による維持管理費用の増大 |  | 〇 |
| 設備の損傷 | 本市の故意・過失又は施設に起因する設備の損傷 | 〇 |  |
| 事業者の故意・過失又は施設に起因する設備の損傷 |  | 〇 |
| 契約不適合 | 事業対象設備等に関し契約の内容に適合しないもの |  | 〇 |
| 不可抗力 | 火災・天災などの不可抗力による設備等の損傷 | 〇 | 〇 |
| 機器の不良 | 機器が所定の性能を達成しない場合 |  | 〇 |
| 電気料金単価 | 電気料金単価の変動 | 〇 |  |
| 保証関連 | 性能 | 仕様不適合（施工不良を含む） |  | 〇 |
| 仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害 |  | 〇 |